

# 時価等情報

## ■ 有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

### 1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種 別	令和2年3月期		令和3年3月期	
	当期の損益に含まれた評価差額		当期の損益に含まれた評価差額	
売買目的有価証券	△ 0		0	

### 2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和2年3月期			令和3年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	20,256	20,526	269	12,103	12,243	140
	社債	1,450	1,463	13	1,050	1,065	15
	小計	21,706	21,989	282	13,153	13,308	155
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	400	399	△ 0	1,000	997	△ 2
	小計	400	399	△ 0	1,000	997	△ 2
合計		22,106	22,388	282	14,153	14,306	153

### 3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

種 類	令和2年3月期	令和3年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-
合計	75	75

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

### 4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和2年3月期			令和3年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,423	3,351	5,071	12,168	3,998	8,170
	債券	97,077	95,904	1,172	84,251	83,483	768
	国債	35,705	35,217	487	30,405	30,113	292
	地方債	40,849	40,408	440	37,208	36,891	317
	社債	20,522	20,277	244	16,637	16,477	159
	その他	571	554	16	-	-	-
	小計	106,071	99,810	6,261	96,420	87,481	8,938
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,015	1,250	△ 235	494	571	△ 77
	債券	10,101	10,156	△ 55	26,207	26,335	△ 128
	国債	-	-	-	9,025	9,057	△ 32
	地方債	7,989	8,028	△ 39	15,243	15,332	△ 89
	社債	2,111	2,128	△ 16	1,938	1,945	△ 6
	その他	-	-	-	352	352	△ 0
	小計	11,116	11,407	△ 291	27,053	27,259	△ 206
合計	117,188	111,218	5,969	123,473	114,740	8,732	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	令和2年3月期	令和3年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
株 式	226	226
その他	5	15
合計	231	241

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

## 5. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 別	令和2年3月期			令和3年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	179	152	-	300	187	-
債券	1,946	41	-	-	-	-
国債	1,024	16	-	-	-	-
地方債	922	24	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	229	30	-
合計	2,126	194	-	530	217	-

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前事業年度における株式の減損処理額は、15百万円であります。

当事業年度における株式の減損処理額は、2百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

## ■ 金銭の信託

該当ありません。

## ■ その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
評 価 差 額	5,969	8,732
その他有価証券	5,969	8,732
その他の金銭の信託	-	-
(△) 繰延税金負債	△ 1,823	△ 2,661
その他有価証券評価差額金	4,145	6,071